

## 地方自治法第250条の2適用申請に対する処分に係る審査基準と標準処理期間

	所管課名	園芸畜産課	整理番号	2-1
許認可等の種類	種畜証明書の書換交付・再交付			
根拠法令条例等・条項	家畜改良増殖法施行令(昭和25年政令第269号)第5条、同令第6条			
許認可等の概要	知事が交付した種畜証明書の記載事項に変更が生じたとき、知事が交付した種畜証明書を亡失又は汚損したときの書換交付又は再交付			
審査基準 (未設定の場合 はその理由)	<p>未設定(法令等の規定において言い尽くされているため)</p> <p>【参考】家畜改良増殖法施行規則第9条、10条 書換交付については、種畜証明書の記載事項に下記の変更が生じたとき</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 種畜の名前の変更</li> <li>2 種畜の飼養者の住所及び氏名又は名称の変更</li> </ol>			
基準の制定根拠	—			
標準処理期間 (未設定の場合 はその理由)	14日			
期間の制定根拠	申請に対する審査に要する日数			